

議案第 3 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 26 年 2 月 12 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

条例案の概要の説明

部課名 総務部財政課

1 件名

沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

特例民法法人が一般法人又は公益法人に移行した後も保険業を継続する場合における保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可について、同条第2項に規定する申請期限の経過により当該認可の申請に対する審査に係る事務が廃止されたことに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。〈第1条〉

知事の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。（別表第3関係）

(2) 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を次のように改正する。〈第2条〉

教育委員会の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。（別表関係）

(3) この条例は、公布の日から施行する。〈附則〉

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67条）第228条

5 関係各課との調整状況

総務私学課及び教育庁総務課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）新旧対照表

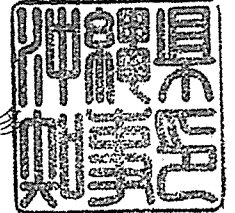
改正案		現行	
別表（第2条関係）			
名称	手数料を徴収する事務	名称	手数料を徴収する事務
(削る。)	(削る。)	特定保険業の認可申請手数料	保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づき特定保険業の認可の申請に対する審査（教育委員会が行うものに限る。）
			金額
			1件につき150,000円

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

総 財 第 1492号
平成26年 2月 6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「平成26年度沖縄県一般会計予算」、「平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」、「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について貴委員会の意見を求めます。

